

RPG-T 利用設置規約 (docomo sim)

第1条 (総則)

株式会社琉球銀行（以下「当行」という）の加盟店は RPG-T の設置、利用および取り外しに関して、RPG-T 利用設置規約（以下「本規約」という）に従うことを承認し、これを遵守するものとします。

第2条 (利用目的)

加盟店および当行は、RPG-T を利用し、当行および当行以外のカード会社等であって加盟店との間で加盟契約を有するものうち当行が RPG-T の利用を認めたもの（以下「利用カード会社」という）の加盟店規約等（以下「各社の加盟店規約等」という）に基づいて行なわれる信用販売に係る取扱いを自動化することにより、クレジットカード等取扱い事務の合理化および軽減化を図ることを目的とします。

第3条 (貸与)

1. 加盟店が RPG-T を設置および利用する場合は、当行に申込みものとし、当行が適格と認めたとき、当行は加盟店にデータ通信用の UIM カードを設定した RPG-T を設置し貸与するものとします。
2. 当行が加盟店に設置する RPG-T は、当行が指定したメーカーが製造した RPG-T とし、その選定は当行が行なうものとします。
3. 設置した RPG-T は、理由・名目の如何を問わず、当該 RPG-T の使用が終了した時点にて、当行に返還するものとします。

第4条 (情報登録)

1. RPG-T に登録する情報の設定、変更および抹消は、当行および利用カード会社が行なうものとします。
2. 当行および利用カード会社が加盟店に対し、RPG-T に登録する情報の設定操作（以下「DLL 操作」という）を依頼した場合は、加盟店は RPG-T の所定の操作手順により DLL 操作を行なうものとします。
3. 当行および利用カード会社は、一定期間以上利用が確認できない RPG-T について、データの漏洩等を阻止する必要上、登録している情報を抹消できるものとします。

第5条 (諸費用の負担および支払い)

1. 加盟店は、RPG-T の設置、利用、保管および取り外しに係る費用を別表に定めるとおり負担するものとします。
2. 加盟店は、その負担する費用について、当行が別途定める期日および所定の方法により

支払うものとしします。

3. 加盟店がその負担する費用の支払いを怠った場合、当行は、当該費用に係る債権と加盟店が加盟店規約上当行に対して有する債権を、個別の通知を行うことなく対当額にて相殺することができるものとしします。

第6条（利用および保管に関する義務）

1. 加盟店は、本規約および操作マニュアル等に従い、善良なる管理者の注意をもって、RPG-Tの利用および保管をするものとしします。

2. 加盟店は、当行および利用カード会社の会員に対して信用販売を行う場合は、原則として全てRPG-Tを利用して行なうものとしします。3. 加盟店は、RPG-Tに異常または故障が発生した場合は、速やかに当行が指定した連絡先に連絡のうえ修理し、RPG-Tが常に正常に稼動する状態に保つものとしします。

4. 加盟店は、当行が指定した以外の者に、RPG-Tの修理または改造等をさせないものとしします。

第7条（会員の本人確認と売上票の確認）

1. 加盟店は、RPG-Tの取扱いにあたり、RPG-Tより暗証番号の入力を要求された場合は、所定の方法により会員に暗証番号の入力を求め、RPG-Tの照合結果から正しい暗証番号が入力された事を確認のうえ、信用販売を行なうものとしします。

2. 加盟店は、RPG-Tの取扱いにあたり、RPG-Tより暗証番号の入力を要求されず、携帯電話等外部デバイスを利用した所定の方法により本人確認が実施された場合は、正しい処理がされたことを確認のうえ、信用販売を行なうものとしします。

3. 加盟店は、RPG-Tの取扱いにあたり、RPG-Tより暗証番号の入力を要求されず、かつRPG-T売上票に会員署名欄がある場合は、会員に署名を求め、カード記載の署名と同一であることを確認のうえ、信用販売を行なうものとしします。

4. 加盟店は、RPG-T売上票について、会員番号、売上金額および支払区分等の記載を確認し、取扱内容に誤りがないことを確認するものとしします。

第8条（会員の暗証番号失念時等の対応）

加盟店は、前条の方法による信用販売に際し、会員が自己の暗証番号を失念していた場合等には、当該カード会社へその旨を電話連絡のうえ、その指示に従うものとし、指示を受けずにインプリンター処理等で売上処理を行なわないものとしします。

第9条（メッセージおよび手続き）

1. 加盟店はRPG-Tの表示画面（以下「表示画面」という）またはRPG-Tから自動的に発

行される売上票（以下「RPG-T 売上票」という）に表示されたメッセージ（以下「メッセージ」という）を遵守し、メッセージに基づき忠実に処理するものとします。

2. 加盟店は、メッセージが「ホリユウ」、「カードガイシャニオトイアワセクダサイ」、「シテイサレタレンラクサキヘTELネガイマス」等の場合、当該カード会社へ連絡しないままインプリンター処理等で売上処理を行わないものとします。
3. 加盟店は、メッセージが「ジコカード」または「ムコウカード」の場合には、当該カードを回収のうえ、当該カード会社へ至急連絡し、その指示に従うものとします。

第 10 条（日計表の出力および照合）

1. 加盟店は、原則として販売日ごとに、所定の手続きにより RPG-T から日計表を出力するものとします。
2. 加盟店は、前項の日計表の信用販売件数および金額と、当日の RPG-T 売上票を突き合わせ（以下「日計照合」という）、同一である事を確認するものとします。

第 11 条（日計照合の不一致）

日計照合を行った結果、加盟店と当行もしくは利用カード会社との間で、信用販売の件数または金額が不一致の場合、加盟店は不一致の原因を究明し、当行もしくは当該カード会社にその結果を報告するものとします。

第 12 条（売上票保管および提出の義務）

1. 加盟店は、加盟店と当行または当該カード会社の間で定められた規定に従い、売上票を所定の方法により保管または提出するものとします。
2. 加盟店は、当該カード会社から当該信用販売について照会があった場合は、速やかに RPG-T による暗証番号照合、携帯電話等外部デバイスを利用した所定の方法による照合または会員の署名により会員の本人確認を実施済みの RPG-T 売上票を当該カード会社に提出するなど、信用販売の事実を証明するものとします。

第 13 条（売上票到着と同一効力の発生時期）

1. 加盟店が RPG-T を利用し、日計照合により確認された当該カード会社の会員に対して行なった信用販売代金の精算は、各社の加盟店規約等の定めにかかわらず、RPG-T より当行経由でカード会社へのバッチ伝送により到着した売上データに基づくものとし、RPG-T による暗証番号照合、携帯電話等外部デバイスを利用した所定の方法による照合または会員の署名により会員の本人確認を実施済みの RPG-T 売上票が当該カード会社に到着したものとみなします。
2. RPG-T 売上票到着と同一の効力は、売上データを当行から当該カード会社にバッチ伝送する場合は、売上データが到着したときをもって、当該信用販売分について発生するものと

します。ただし、誤操作等により当該カード会社で確認されている信用販売の件数または金額と異なった場合は、この限りではありません。

第 14 条（信用販売代金の精算）

RPG-T による信用販売代金の精算は、前条 2 項の効力の発生をもって、各社の加盟店規約等に定める方法によるものとします。

第 15 条（効力の取消し）

1. 加盟店が、第 12 条に基づく RPG-T による暗証番号照合、携帯電話等外部デバイスを利用した所定の方法による照合または会員の署名により会員の本人確認を実施済みの RPG-T 売上票を提出できない場合は、当該売上票の第 13 条の効力は、当然取り消されるものとします。加盟店は、信用販売代金の精算が既に完了している場合は、当該信用販売代金相当額を当該カード会社に返還するものとします。
2. 当行および利用カード会社は、本条 1 項の返還の代わりに、加盟店に支払う他の信用販売代金の精算分にて相殺できるものとします。

第 16 条（障害時の手続き）

1. 加盟店は、RPG-T の利用の際、次の各号のいずれかに該当した場合は、RPG-T の利用を中止し、当行に報告するものとします。

(1) RPG-T が故障した場合

(2) データセンターまたはネットワークに障害が発生した場合

(3) 通信異常等により通信エラーを繰り返した場合

(4) カードの読み取りができず、RPG-T が利用できない場合

(5) モバイル端末の通信圏外または、通信状態が不良でモバイル端末が利用できない場合

(6) モバイル端末が使用する無線通信サービスに障害が発生した場合

2. 前項の場合、加盟店は当該カード会社に電話連絡をし、その所定の方法に従い処理するものとします。

第 17 条（情報の利用および登録など）

加盟店は、当行宛の端末設置申込書に記載された加盟店ならびにその代表者等に係る情報（以下「加盟店情報」という）が、当行以外の利用カード会社、端末メーカーに通知されることに予め同意するものとします。

第 18 条（通知義務）

加盟店は、次の各号のいずれかに該当する場合には、1 ヶ月前までに当行に対し書面または当行所定の方法により通知するものとします。

- (1) 店舗改装等により、RPG-T の使用を一時中止し、または一時取り外す場合
- (2) RPG-T の利用店舗が移転または変更となる場合
- (3) 加盟店の業種または取扱商品の変更がある場合

第 19 条（禁止事項）

加盟店は、その名目、理由ないし手段の如何を問わず、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないものとします。

- (1) RPG-T 登録情報を他に漏らすこと
- (2) RPG-T を加盟店以外のものに譲り渡したり、利用させること
- (3) 当行および利用カード会社以外のカード会社のために RPG-T のクレジットカード処理機能を利用すること
- (4) RPG-T の占有を加盟店以外の者に移転すること

第 20 条（RPG-T の取り外し）

1. 当行は、加盟店と当行または利用カード会社との間において、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、加盟店の承諾なしに、いつでも RPG-T を取り外して回収することができるものとします。

- (1) 加盟店が本規約上の義務を怠り、または本規約に違反した場合
- (2) 加盟店の信用状態に重大な変化が生じたときと当行が認めた場合
- (3) 加盟店と当行とが締結している加盟店規約等による契約が解除または解約された場合
- (4) 加盟店が 3 ヶ月以上 RPG-T を利用していない場合および、RPG-T の利用に係る費用の支払いが 3 ヶ月以上滞った場合
- (5) その他、当行が RPG-T の設置を不相当と認めた場合

2. 加盟店は、3 ヶ月前までに当行に対し書面または当行所定の方法により申し出る事により、RPG-T を取り外し、利用を中止することができるものとします。ただし、取り外した RPG-T は、必ず当行に返還するものとします。

第 21 条（UIM カードの管理）

1. 加盟店は当行から貸与を受けたデータ通信用の UIM カードを、善良な管理者の注意をもって使用・保管・管理し、当行および株式会社 NTT ドコモの指定する諸規定を遵守すると

ともに、当行が貸与した RPG-T 以外で使用しないものとします。

2. UIM カードは、りゅうぎんカード加盟店サービスを提供するために当行が加盟店に貸与するものであり、UIM カードのカットなどの加工は禁止します。
3. 加盟店は、理由・名目の如何を問わず、当行が貸与した RPG-T を当行に返却する場合は、データ通信用の UIM カードをもあわせて当行に返却するものとします。

第 22 条（損害賠償）

加盟店は、本規約を遵守し、万一これに違反して RPG-T を使用もしくは使用させたことにより当行または利用カード会社に損害を与えた場合は、加盟店は、その賠償の責を負うものとします。

第 23 条（規約の改定および承認）

1. 本規約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には変更するものとします。
2. 前項による本規約の内容の変更は、変更を行う旨および変更後の条項の内容ならびにその効力発生時期を、通知、告知、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
3. 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日以降、会員に対し信用販売を行った場合に適用されるものとします。

第 24 条（本規約の優先適用および規約に定めのない事項）

1. RPG-T の設置、利用または取り外しを行う場合は、すべて本規約および操作マニュアル等に基づいて行なうものとします。
2. 本規約に定めのない事項については、各社の加盟店規約等に従うものとします。

"

第 25 条（協議事項）

加盟店と当行または利用カード会社間で、本規約および各社の加盟店規約等に定めのない事項に疑義が生じた場合は、加盟店と当該カード会社間で協議のうえ、解決するものとします。

第 26 条（売上データ送付カード会社）

1. RPG-T より当行経由で売上データを伝送するカード会社は、当該カードにつき、加盟店との間で加盟契約を有するカード会社とします。
2. 会員が提示したカードにつき、前項に従い売上データを送付することのできるカード会社が複数あるときは、売上データの送付先のカード会社は、以下のとおりとします。ただし、提携カード等一定のカードについては、カード会社間の取り決めにより、異なる取扱いとな

る場合があります。

(1) かかるカード会社に当行が含まれるときは、当行とします。

(2) かかるカード会社に当行が含まれないときは、当行に対する加盟店の申し出に基づき、利用カード会社のうち1社とすることとし、当該利用カード会社が、当行に登録する端末情報により、設定変更がされるものとします。

3. 前項(2)に該当する場合において、加盟店の申し出がない場合については、加盟店への通知なく、利用カード会社のうち1社が、当行に登録する端末情報により設定され、または変更されることがあることを加盟店は承認するものとします。

【別表】

加盟店が負担する費用

	費用	内容
1	回線の通信料	接続回線の通信料
2	RPG-Tの使用料	RPG-Tの利用に係る費用および費用支払いに係る処理料
3	RPG-Tの取り付け費用	RPG-Tの取り付けに係る工事費用
4	電源工事および電気料	RPG-Tに使用する商用電源確保の為に工事費用および電気料
5	消耗品の費用	RPG-Tで使用する消耗品の費用
6	移転費用	RPG-T取り外し費用
7	撤去に伴う費用	RPG-T取り外し費用
8	滅失・毀損にかかる費用	RPG-Tが滅失・毀損した場合、完全な状態の復元または修理費用

2020年4月10日改訂